

G P S 緊急通報装置の運用要領の制定について

令和6年8月30日
警察本部長から
各部長・参事官
各所属長あて

この通達は、ストーカー事案については、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が被害者に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあり、他県ではストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けている者が被害者を殺害する事案が発生していることから、ストーカー事案の被害者やその親族等（以下、「被害者等」という。）にG P S 緊急通報装置を携帯させ、110番通報等のいとまのない危機に際し、同装置を活用することで被害の発生及び被害者等の位置情報を把握し、迅速・的確な現場臨場につなぎ、もって被害者等の人身の安全の確保と加害者の検挙等に資するために制定したもの